

令和5年5月16日  
知事政策局地域政策課**「特定地域づくり事業協同組合」を認定しました！**

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき、2つの「特定地域づくり事業協同組合」を、以下のとおり認定しました。これで、県内の組合は5つとなります。

今後、十日町市複業協同組合TOMOWORK及び妙高はねうま複業協同組合は、「特定地域づくり事業」に取り組んでいきます。

名称	十日町市複業協同組合TOMOWORK	妙高はねうま複業協同組合
認定年月日	令和5年5月16日	
事務所の所在地	新潟県十日町市袋町西91番地1	新潟県妙高市大字長森1854番地
地区	十日町市の区域	妙高市の区域
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業	
有効期間の満了	令和15年5月15日	

**<参考1：特定地域づくり事業協同組合の概要>**

地域人口の急減に直面している地域において、複数の事業者の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、地域の担い手を確保する制度。本制度の活用により、過疎地域等において安定した雇用環境と一定の給与水準が確保され、地域の担い手となる若者等の定住や、集落機能の維持、地域活性化が図られることが期待される。

**<参考2：認定済みの特定地域づくり事業協同組合>**

- (1) 粟島浦地域づくり協同組合（令和3年10月29日認定）
- (2) 星の清里協同組合（令和4年5月16日認定）
- (3) 阿賀マッチワーク協同組合（令和4年11月18日認定）

本件についてのお問い合わせ先  
地域政策課地域づくり支援班  
高野、田島  
025-280-5095（県庁内線）2412